



消防救第 164 号
令和 8 年 6 月 1 日

埼玉西部消防局 消防長 殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)

令和 8 年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金
(マイナ救急導入促進事業) 交付決定通知書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 8 月 27 日付法律第 179 号)第 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 17 日付け埼玉西消急第 35 号で申請のあった令和 8 年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金(マイナ救急導入促進事業)(以下「マイナ補助金」という。)を交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により下記のとおり通知する。

記

- 1 マイナ補助金の交付対象となる事業の内容等は交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 マイナ補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
金 233 千円
- 3 補助事業者は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金(マイナ救急導入促進事業)交付要綱(令和 8 年 3 月 25 日消防救第 75 号)に従わなければならないものであること。

以上